

サミットポイントカード規約(2021年9月)

第1条(会員資格等)

- (1)「会員」とはサミットポイントカード規約(以下「本規約」といいます。)に同意の上、サミット株式会社(以下「会社」といいます。)にサミットポイントカード会員への入会の申込みをし、会社が入会を承認した方をいいます。
- (2)本規約は、会社が発行したサミットポイントカード(以下「カード」といいます。)の他、サミットアプリ上におけるポイントカード機能(以下「アプリ」といい、カードとアプリをあわせて「カード等」といいます。)にも適用されるものとします。

第2条(カード等の発行)

- (1)カード等の発行は、個人のみを対象とし、お1人様1枚とします。カード等のご利用は、会員ご本人及び同居のご家族に限ります。なお、ご入会またはカード等のご利用に際し、運転免許証等ご本人を確認できる書類を提示していただく場合がございます。
- (2)カード等は、ご入会当日よりご利用いただけますが、お客様情報の登録が完了するまでの間、一部機能(ポイントの利用等)をご利用いただくことができません。
- (3)カード等を他人に貸与(但し、(1)に基づき同居のご家族がカード等をご利用する場合を除きます。)・譲渡・質入れ等の担保に提供することはできません。

第3条(ポイント加算)

- (1)次項に定める精算方法で精算前にカード等をご提示(レジによる読み取りを指します。以下同じ。)いただいた場合、会社でご利用できるポイント(以下「ポイント」といいます。)を、原則として、お買上げ金額200円(税抜)につき1ポイント加算いたします。但し、加算されるポイントは、ご利用店舗、日時、商品・サービス等により異なりますので、詳しくは会社ホームページまたはご利用の店舗でご確認下さい。
- (2)ポイントが加算される精算方法は、現金、クレジットカード、交通系ICカード等の電子マネー、スマホ決済(コード決済)、サミット商品券、ギフト券、ポイント利用でのお支払、その他会社が指定する精算方法とします。

(3)精算前にカード等をご提示いただけない場合(会社は会員の端末やアプリ及び通信の障害による責は負いません。)は、ポイントの加算はできません。但し、精算日を含む10日以内に当該精算に係るレシートをご精算いただいた店舗に持参した場合は、当該ポイントを加算いたします。

(4)ポイント倍率アップセール時は、対象となる商品のポイント倍率ごとに加算ポイントを計算いたします。但し、クレジットカード、交通系ICカード等の電子マネー、スマホ決済(コード決済)によるご精算の場合は、ポイント倍率アップセールの対象外となり、通常のポイント加算(お買上げ金額200円(税抜)につき1ポイント)のみとなります。

第4条(ポイントが加算されない場合)

商品券、タバコ、プリペイドカードの購入、公共料金のお支払い及びその他会社が指定した商品の購入・サービスの利用にはポイントは加算されません。

第5条(ポイントの利用等)

- (1)ポイントは、次回以降のご精算時に1ポイント1円としてご利用になれます。但し、前条で定めた商品・サービスにはご利用になれません。
- (2)累積ポイントがご精算時に1万ポイントを超過している場合、1万ポイントと現金1万円を交換できる「引換券(発行日当日限り有効)」を当該精算機で即時発行しますので、引換券をお受け取りになり、係の者までお知らせ下さい。
- (3)引換券が発行された場合、当該引換券の発行に伴い消滅したポイントはカード等に戻すことはできません。
- (4)ポイント加算の対象となった購入商品について、返品または返金を伴う交換をする場合は、返金額に応じてポイントを減算させていただきます。この場合は商品購入時におけるポイント倍率を適用するものとします。なお、減算時にポイント残高が不足している場合は、不足分につき現金で精算させていただきます。

第6条(会員情報の変更)

会員は、住所、電話番号、その他申込書に記載した事項に変更がある場合は、速やかに会社が定める手続きをし

て下さい。なお、手続きされないことにより生じる会員の不利益について、会社は一切その責を負いません。

第7条(カード等の失効)

以下の場合、カード等は失効し累積ポイントは無効になります。この場合、無効となったポイントの補償等は一切いたしません。

- (1)カード等を提示の上、ご精算いただいた最後の日より1年間、当該カード等のご利用がない場合
- (2)カード等を再発行した際における旧カード等

第8条(再発行)

カード等の紛失・盗難の場合は、速やかにカード等の利用停止措置など、会社が定める手続きをして下さい。手続きの受付時間は、原則として店舗営業日の9時から17時までです。左記時間以外でも受付いたしますが、この場合は翌店舗営業日の処理となります。なお、会社にて利用停止措置が完了するまでの間に、第三者によるカード等の不正利用等があった場合、会社は当該損害を補償する等の責を負いません。

第9条(会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会社は、会員に何らの通知や催告をすることなく、直ちに会員の資格を取り消し、ポイントを無効とできるものとします。

- (1)第2条(3)に違反したとき、または違反するおそれがあると会社が合理的に判断したとき
- (2)申込書に記載の内容が虚偽の内容であることが判明したとき
- (3)第6条に定める会員情報の変更手続きを怠る等により、会社から会員への通知・連絡が行えないとき
- (4)ポイント加算及び引換券の利用にあたり不正な行為があったと会社が合理的に判断したとき
- (5)暴力団等の反社会的勢力の一員であることが判明したとき、またはこれらの者と業務上若しくは組織上の関係を有していることが判明したとき
- (6)会員が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫行為、または暴力を用いる等したとき
- (7)その他本規約に違反し、会員として不適格と会社が合理的に判断したとき

第10条(本規約の変更)

- (1)当社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、本規約を変更する場合があります。この場合、当社は、会員に対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を事前に合理的な期間を設けて周知するものとします。
- (2)前項の周知の方法は、ホームページ、アプリ、店頭への掲載・掲示により告知することで周知したものとみなし、変更後の本規約の適用日より効力が発生するものとします。

第11条(個人情報の収集・利用)

- (1)会員が会社に任意に提供した一切の情報(個人情報、購入履歴等)は、原則として、会社の商品・サービスの販売・提供、販売促進活動、緊急を要する連絡以外には利用いたしません。但し、情報管理及び販売促進活動に関する業務の一部を秘密保持契約を交わした業者に委託することがあり、当該委託業者は、業務を遂行するために必要な情報に接し、これを利用することがあります。その他個人情報の取り扱いに関しては、

サミットの「個人情報保護方針」(<https://www.summitstore.co.jp/company/privacy/>)

を参照下さい。

- (2)会員が、会社の保有する会員本人の個人情報の開示を求める場合は、個人情報保護方針に則り、所定の手続きを行っていただきます。
- (3)お客様が第1条に定める申込みに際し、会社が定める情報の提供に同意いただけない場合及び本規約の内容に同意いただけない場合は、会社はお客様の入会の承認を致しかねます。また、入会后、本規約の内容に同意できなくなった場合、会員は第12条に定める手続きを行うことにより、退会することができます。

第12条(退会)

- (1)会員は、会社所定の手続きをすることにより、いつでも自由に退会することができます。
- (2)退会に際し、会員の個人情報の削除を希望される場合は、会社所定の手続きを行う必要があります。

第 13 条(サービスの停止)

通信回線障害、天災地変等の不可抗力による場合は、会員に事前通知なく一時的に会員が受けることのできるサービスの提供を中止させていただくことがあります。

第 14 条(合意管轄裁判所)

本規約について争いが生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに、会員は同意するものとします。